

公益財団法人千葉県下水道公社調査研究事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人千葉県下水道公社定款第4条第3号及び第4号に規定する事業を行うため、公益財団法人千葉県下水道公社（以下「公社」という。）が下水道に関する調査研究事業（以下「事業」という。）を実施するのに必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の範囲)

第2条 事業の範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 下水道の維持管理に関すること。
- (2) 下水道の多目的活用に関すること。
- (3) その他下水道技術に関すること。

(事業の種類)

第3条 事業の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 公社が単独で実施する事業
- (2) 公社が公社以外の者と共同で実施する事業（以下「共同研究」という。）

2 共同研究については、この要綱に定めるほか公益財団法人千葉県下水道公社共同調査研究事業実施要領（以下「要領（1）」という。）による。

なお、千葉県流域下水道共同研究実施要領に基づき行おうとする共同研究については、公益財団法人千葉県下水道公社流域下水道に関する共同調査研究事業実施要領（以下「要領（2）」という。）による。

(発議)

第4条 事業の発議は各部長が行い、次に掲げる書類を総務部長に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画案（以下「計画案」という。）
- (2) その他総務部長が必要と認めるもの

2 総務部長は、発議の内容について必要があると認められるときは、関係者から意見を聞くことができる。

3 総務部長は、発議の内容が適当と認められるときは、次条に定める審査委員会に計画案を諮るものとする。

(審査委員会)

第5条 前条第3項の規定による計画案の審議及び第13条第3項の規定による実施結果報告書または技術成果書（以下「報告書」という。）の審議並びに共同研究を行う者（以下「共同研究者」という。）の選定を行うため、審査委

員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の構成）

第6条 委員会は、理事長、専務理事、常務理事、部長、課長及び場長をもって構成する。

（委員会の開催及び招集）

第7条 委員会は、理事長が必要と認めた都度開催する。

2 委員会は理事長が招集する。

（委員長）

第8条 委員会の委員長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、専務理事が委員会の委員長に当たる。

3 委員長は、必要があると認められる場合、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（定足数）

第9条 委員会は、委員現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

（委員会の結果通知）

第10条 委員長は、委員会の審議の結果を理事長に通知するものとする。

（事業実施計画の決定等）

第11条 公社は、計画案に関する前条の通知を受け、事業実施計画（以下「計画」という。）を決定する。

2 計画に基づき共同研究者を公募するときは、要領（1）第4条または要領（2）第4条の規定による。

3 公社は、共同研究者に関する前条の通知を受け、共同研究者を決定する。

（執行）

第12条 事業の執行は、その事業を発議した部長（以下「発議部長」という。）が行う。

（事業の完了）

第13条 発議部長は、事業を完了しようとするときは、事業の結果を報告書として取りまとめ、総務部長に提出するものとする。

2 総務部長は、報告書の内容について必要があると認められるときは、関係者から意見を聞くことができる。

3 総務部長は、報告書の内容が適当と認められるときは、報告書を委員会に諮るものとする。

4 公社は、報告書に関する第10条の通知を受け、事業を完了する。

(事務局)

第14条 この要綱に係る庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月9日から施行する。